

# おむつ購入費助成券支給事業

在宅で常時失禁状態を伴う高齢者等に対し、紙おむつ等の購入にかかる費用の一部を助成します。

## 要件

- 常時失禁状態で紙おむつ・紙パンツ・尿とりパット等を使用している
- 東洋町に住民票があり3か月以上居住している高齢者等である
- 町税等の滞納がなく、町民税非課税の世帯である
- 生活保護や在宅介護手当を受けていない

申請の際に過去3か月間の紙おむつ等の領収書やレシート(コピー可)を提出していただき、それをもとに助成額を決定します。

助成額は、かかる費用の2分の1(500円未満の端数は切り捨て)とし、上限月額は5,000円です。

基準額	割合	支給額(月額)
1,000~1,999円	5割	500円
2,000~2,999円	5割	1,000円
3,000~3,999円	5割	1,500円
4,000~4,999円	5割	2,000円
5,000~5,999円	5割	2,500円
6,000~6,999円	5割	3,000円
7,000~7,999円	5割	3,500円
8,000~8,999円	5割	4,000円
9,000~9,999円	5割	4,500円
10,000~円	5割	5,000円

- ・助成券は、申請書を提出した月から3か月ごとの発行です。
- ・購入費が助成券の使用額を下回っていても釣銭は出ません。

○助成券が使用可能な事業所(R7年11月現在)

野根スーパー、魚住食料品店、神戸屋、スーパーフェニックス、らいおん堂薬局

お問い合わせ 東洋町地域包括支援センター ☎0887-29-3186